

## 船橋市デジタル推進委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本市におけるデジタル化に関する施策（以下「デジタル施策」という。）を計画的かつ効率的に推進するため、船橋市デジタル推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) デジタル施策の総合調整に関する事項
- (2) デジタル施策のうち重要施策に関する事項
- (3) デジタル推進タスクフォースに関する事項
- (4) デジタル施策の推進状況の評価に関する事項
- (5) 各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

2 委員会は、前項に掲げる事項に対する審議内容等について、広く庁内に周知する。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、必要に応じて前項に規定する者以外の者を指名することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となり議事を整理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の所属の管理職にある者のうちから委員があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員会で審議する事項のうち、市政にかかる重要事項及び必要があると認める事項については、政策会議に諮って議決する。

### (審議事案の提出)

第6条 委員会の審議に付すべき事案がある所属長は、関係資料を添えて、委員長に審議依頼をするものとする。

### (デジタル推進タスクフォース)

第7条 委員会は、デジタル施策の調査、研究及び実証実験並びに普及、啓発等の活動を行うにあたり、必要に応じデジタル推進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

2 委員会は、タスクフォースに活動の経過及び成果並びに今後の活動方針等の報告を求めることができる。

3 タスクフォースの構成及び管理について必要な事項は、委員長が委員会の議を経て別に定める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、デジタル行政推進課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

委員長	最高情報統括責任者（総務部担任副市長）
副委員長	総務部長
委員	企画財政部長
	政策企画課長
	行政経営課長
	財政課長
	総務法制課長
	人事課長
	デジタル行政推進課長
	関係所属長